



公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会
令和 7 年度 第 3 回評議員会 議事録

評議員会の決議があったものとみなされた日 令和 7 年 7 月 11 日
評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者 代表理事(会長) 長田 淳
議事録作成に係る職務を行った理事 代表理事(会長) 長田 淳
評議員総数 10 名

(評議員会の決議の目的である事項)

第 1 号議案 定款の変更について

第 2 号議案 役員等の報酬及び費用に関する規程の変更について

令和 7 年 7 月 9 日、代表理事(会長)長田淳が、評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和 7 年 7 月 11 日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 194 条第 1 項(定款第 19 条第 4 項)に基づく評議員会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会への報告並びに決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和 7 年 7 月 11 日

代表理事(会長) 長 田



令和7年度第3回評議員会 議 案 書

本書は原本と相違ないことを証明する

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会
会長 長 田 淳
会長

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

第1号議案 定款の変更について

定款第29条の規定について、下記のとおり改める。

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 定款改正新旧対照表

(下線部は変更部分を示す)

変更前	変更後
第29条 この法人に5名以内の顧問を置くことができる 2 顧問は、会長が委嘱する。 3 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。 4 <u>顧問は無報酬とする。</u> 5 顧問には、費用を弁償することができる。	第29条 1～3 略 4 <u>顧問に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u> 5 略 付則 <u>この定款は、令和7年8月1日から施行する。</u>

第2号議案 役員等の報酬及び費用に関する規程の変更について

役員等の報酬及び費用に関する規程における第1条から第5条について、下記のとおり改める。

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 役員等の報酬及び費用に関する規程改正新旧対照表

(下線部は変更部分を示す)

現行	改定案
第1条 この規程は、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会（以下「協会」という。）<u>定款第13条及び第28条</u>の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。 第2条 (1) 役員とは、理事及び監事をいい、<u>評議員と併せて</u>役員等という。 第3条 1～4 略	第1条 この規程は、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会（以下「協会」という。）<u>定款第13条、第28条及び第29条</u>の規定に基づき役員等の報酬及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。 第2条 (1) 役員とは、理事及び監事をいい、<u>評議員及び顧問を併せて</u>役員等という。 第3条 1～4 略 <u>5 顧問に対する報酬の総額は年額500万円の範囲内とし、各顧問に対する報酬額は理事会で定めるものとする。</u>

5 前 3 項の規定にかかわらず、神戸市職員を兼務する役員等には報酬を支給しない。

第 4 条 代表理事及び常勤理事の報酬の支給日は、職員給与規程に定める例による。

第 5 条

2 代表理事及び常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額及び支給方法は職員給与規程に定める例による。

~~5-6~~ 前 4 項の規定にかかわらず、神戸市職員を兼務する役員等には報酬を支給しない。

第 4 条 代表理事、常勤理事及び顧問の報酬の支給日は、職員給与規程に定める例による。

第 5 条

2 代表理事、常勤理事及び顧問には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができ、その額及び支給方法は職員給与規程に定める例による。

付則

この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

参考

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

（理事会の決議の省略）

第96条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

（評議員会の決議の省略）

第194条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会定款

（決議）

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす

（決議）

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

